

## 2014年9月定例会 個人質問

○議長（山内 寛） 次に、9番 櫻井 周議員の発言を許します。———櫻井議員。

○9番（櫻井 周）（登壇） 議長より発言の許可をいただきましたので、事前通告に従いまして質問させていただきます。本日最後の質問になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今回は5点質問させていただきます。

1点目は、高齢化社会における道路インフラ整備のあり方についてお尋ねをいたします。

我が国は、今まさに時代の転換期に差しかかっております。人口増加時代から人口減少時代へというふうに向かっているところがございますが、一方で、高齢者の人口は増加している状況でございます。したがって、道路などのインフラ整備のあり方も転換していかなければならない、すなわち、これまでは人口増加に対応して量を求めておりましたけれども、今後は高齢者人口の増加ということで、質のほうに転換していかなければならない、このように考えております。若いときには気にならなかった小さな段差、路面のでこぼこ、こうしたところも高齢者になりますと、つまずきの原因になってしまうと。また、車椅子で走行しようとしたときの妨げにもなります。もちろんベビーカーの通行の妨げというのもございます。

こうしたところで、例えば阪急新伊丹駅と、それから五合橋線をつなぐバス通り、ガードレールが設置されておりまして歩道がございます。その歩道、半分はコンクリートできておりまして、半分は道路と同じアスファルトで舗装されている。コンクリートのところはかなり劣化が進んでおりまして、表面が剥離し、骨材が露出している状況でございます。そこを歩きますと、右足と左足で材質が違っていると、さらに、コンクリートの分はでこぼこになっているということから歩きにくいということで、地域の高齢者の中には、もうガードレールの外側、つまり車道のほうを歩いている人も時々見受けられるということで、大変危ない状況でございます。

一方で、我が国の財政状況、大変厳しい状況でございます。兵庫県の財政も非常に厳しい。伊丹市については、藤原市長就任以来、財政再建へ取り組んできたということで随分よくなっているとは思いますが、しかし、大盤振る舞いができるような状況ではございません。そうした予算制約がある中で、例えば建物については公共施設マネジメントということで、今後かかってくる維持管理費用について見積もりをしているところがございます。また、下水道については、下水管の維持管理のために長寿命化ということで、下水管の内側をプラスチック材でコーティングをしていくというような技術も開発されて、コストを抑えながら維持管理をしていくというような手法も開発されているところがございます。道路インフラについても、なるべくお金をかけずに、しかし、しっかりと維持管理をしていくというような工夫が求められているかというふうに思います。そこでお尋ねをいたします。高齢化社会において、道路などインフラ整備はより高い質が求められているというふうに考えますが、予算制約の中でどのように取り組んでいかれそうですでしょうか。

## 2014年9月定例会 個人質問

次に、駅周辺道路の路上駐輪ラック設置についてお尋ねをいたします。

6月定例会の一般質問で、阪急伊丹駅周辺の路上駐輪ラック設置の可能性を質問させていただきましたところ、もう早速、社会実験ということで路上駐輪ラック設置をしていただいております。大変素晴らしいことだというふうに思います。しかし、これ社会実験ということで、この路上駐輪ラック設置をし、2カ月程度たったらまた撤去をしてしまうと、そして社会実験成功なら、また再度設置をするということで、設置、撤去、設置と3回工事をすることになる、普通に考えますと、これは工事費の無駄ではないのかと、しかも工事期間中は市民に不便をかけるということにもなってしまいます。

そこでお尋ねをいたします。こうした無駄や不便を解消するために、仮に社会実験が成功したという場合には、設置したラックを、これはもともと国の所有物だというのであれば、それを地元の地方自治体が購入するというようなスキームなど工夫をして税金を効率的に使えるような仕組みを考えるべきだと思いますが、市当局はどのようにお考えでしょうか。もっとも伊丹市は補助金をもらう立場でございますから、国土交通省の事業メニューにあれこれ注文をつけるというのはなかなか難しい立場でもございます。とはいえ、国と地方が協力して、これは税金、国民の税金ですから効率的、効果的に使うために意見交換していくべきだと思いますが、市当局はどのようにお考えでしょうか。

次に、公共事業の発注についてお尋ねをいたします。

日本銀行は、もう2年ぐらい前から異次元の緩和ということでやってまいりました。その結果、円安が進展しておりまして、輸入インフレが発生しているというふうに言われています。建設資材なども高騰しているということでございます。こうした状況を踏まえて、国の各省庁からは実施事業について公共事業標準請負約款第25条第6項のインフレスライド条項適用についての通知が各地方自治体に発注されているというふうに聞いております。そこでお尋ねをいたします。伊丹市が発注する事業でインフレスライド条項適用の事業はありますでしょうか。一方、東日本大震災復興事業などでは入札不調が発生して、復興に支障が出ているというような報道もございます。伊丹市で発注する公共事業において入札不調は発生していますでしょうか、もし発生しているのであれば、どのような対策をとっていますでしょうか。

次に、4点目は、集中豪雨対策についてお尋ねをいたします。この点については、既に総論的な質問が何度かされておりますので、私のほうからは、金岡雨水幹線、それからその支流である昆陽川について焦点を絞って質問させていただきます。

今月の10日から11日にかけての集中豪雨で市内各地で道路冠水、床上、床下浸水が発生しました。金岡雨水幹線には雨水貯留施設、随分前に建設をいたしましたが、ここも満杯になったというふうに聞いております。そして金岡雨水幹線の沿線といいますか、沿岸流域地域に相当します昆陽東2丁目、鈴原町7丁目、御願塚8丁目、安堂寺1丁目の付近では水があふれていたという問題もございます。そこで、この金岡雨水幹線を見ますと、雨水の量のピークカットというのが適切にできているのかどうかというのをちょっと疑問

## 2014年9月定例会 個人質問

に思いました。といいますのは、特にこの3号取水口の場所なんですけども、水路の深さの半分ぐらいのところはこの取水口が設置されているということで、これは今回のような豪雨のときには水かさがだんだんふえてきてますと、ピークになる前から取水が始まってしまっ、つまりまだ下流に余裕があるときからもう取水を始めてしまっ、肝心のピークになるときは満杯になってたんではないのか、そんなふうな疑問も持った次第でございます。この点について、まず事実関係としていかがだったでしょうか。

もしこのピーク時に満杯になってたというのであれば、取水口の高さをもう少し高くして、そして下流に余裕があるときには下流にどんどん流して、これ以上流したらやばいなというところまで行ったときに初めて取り始める、そんな高さに設定し直したほうがよいのではないかと。そしてそうすることによって雨水貯留管のピークカットの効果が高められるのではないかとというふうに考えますが、当局のお考えをお聞かせください。また、近年頻発する集中豪雨の対策として、金岡雨水幹線の流出容量を増強するような河川改修が必要かと考えますが、これについてもお考えをお聞かせください。

次に、昆陽川のほうでございますが、これ金岡雨水幹線に合流地点において余裕があるときであっても、この手前の地点で水があふれてるというような状況を時々見かけます。これ何でこんなことが起きるのかちょっとよくわからないんですけれども、その点について、これはちょっと後で要望させていただきますが、原因をしっかりと究明していただきたいと思いますが、その上で、この昆陽川についても流出容量を増強するような河川改修が必要であるというふうに考えますが、当局はどのようにお考えでしょうか。

最後に、事務処理ミス対策としての人事についてお伺いをいたします。

齋藤議員の代表質問で指摘されたとおり、事務処理ミスがまた散見されているところでございます。また、代表監査にも厳しくチェックをしていただいて、監査報告書にもいろいろなミスが報告されているところでございます。そうしたことを踏まえて、人材育成が重要だということで研修もされてきているところではございますが、ただ、この研修をやっても、どこまで実が入っているのか、身につけているのかというところが若干不明なところがございます。といいますのも、職員の立場に立ってみれば日々の業務で多少疲れもたまっているところに、きょう、あすの業務に直接関係のない研修を受けますと、ついつい夢の世界に入ってしまうのではないかと、なかなか身につかない部分があるのではないかとというようなちょっと質問もするところです。

一方、我が国の風土としまして、試験を契機として研さんを積むというようなところもでございます。すなわち的確な採用方法をすることによつて的確に人材確保していく、また、的確な昇進試験によつて的確な研さんを誘導していくということも必要ではなからうかと考えるとございませう。そこで、今回は採用段階と、それから昇進試験と2つの段階について少し質問をさせていただきます。

まず、採用試験についてでございますが、一般的に、これは民間企業も含めてですが、採用担当者の間では応募者を多く集めれば集めるほどよい採用ができるというような大規

## 2014年9月定例会 個人質問

模母集団神話みたいなものがあるというふうに言われております。しかし、実際は採用したいターゲットを絞って募集をしたほうが、仮に母集団が少なかったとしてもよい採用ができるということが横浜国立大学の服部泰宏准教授のグループの研究で明らかになっております。すなわちポジティブな情報、ネガティブな情報を含めて、募集案内のときにしっかり応募者に提供していくということが重要だと言われております。

また、同じ公務員でも、例えば国際公務員の場合には、採用するときにはこれは空きポストに対して募集をかけるということがございますので、そのポストはどういう仕事をしているポストか、そしてそのためにはどういった能力、資質が必要なのかという明確なジョブディスクリプションがございます。これはぜひとも国連などのホームページを見ていただければ、どういふふうに書いてあるのかわかりますのでごらんいただきたいと思いますが、一方、我が国のほうでは、曖昧な言葉でもって募集をしていることが多くございます。例えばコミュニケーション能力、協調性、主体性、チャレンジ精神、誠実性、どれも必要なんですけども、じゃあ、それを具体的にどういった場面で必要になるのかということまでは書いてなくて、また、どうやってそれを判断してるのもよくわからないという状況でございます。伊丹市の場合ですと、みずから考えて行動し、時代の変化に機敏かつ柔軟に対応できる職員を求めるといふふうに書いてございます。これは、もちろんこのとおりだと思うんですけども、これが、じゃあ、具体的な業務の中でどういふふうに必要なになってくるのかということ、それは例えば採用案内のどこか職員のページとかという中でいろいろ説明されてればいいんですが、必ずしもなかなかそこまで説明されてないのかなというように感じてるところでございます。

そこで、まずお尋ねをいたします。そもそも地方公務員と民間企業との間で求められる能力や資質の違い、何がございませうでしょうか。また、その違いは、やはり募集要項に明記をした上で、伊丹市職員として必要な資質や能力を明示すべきと考えますが、市当局はどのようにお考えでしょうか。

次に、昇進試験についてお尋ねをいたします。

公務員の仕事は、基本的には法令などのルールに基づいて執行するということだと思います。基本は、ルールを的確に解釈して事例に的確に当てはめていくということですが、さらに、応用編として、ルールに縛られるのではなくて、ルールを使いこなしていくという能力も求められるかと思えます。例えばルールの趣旨によれば対象とすべき事案であっても、ただルールをずっと見ていくと、ルールには当てはまらないというような場合もございませう。これは、だめな公務員ですと、できない、ルールに当てはまらない、できないということのできない理由を列挙して、そのままきよならということでは放置をしてしまう。一方、できる公務員だったら、これはやっぱりやらないといけないな、そのためにどうしたらいいか、まずはルールをどういふふうに解釈すれば対応できるのか考える、どう解釈しても無理だということであれば、例えば要綱なり条例を改正していくということもしていかなくちゃいけないと思うんです。このようにルールをしっかりと使いこなせるようになる

## 2014年9月定例会 個人質問

と、仕事はおもしろくなると思うんですね。ところが、これまで申し上げたとおり、残念ながら基本のルール解釈と当てはめというところすらできてない事例もあるようでございます。研修、研さんが必要だということでございますが、それだけでは今のところ不十分というふうにも見受けられるところでございます。

そこで、昇進試験でそうした能力、基本動作を問うことで自己研さんをしっかり積んでいく、それも日々の業務の中でそうしたことをしっかりやっていくということを誘導していくべきかなというふうに考えます。そこで、例えばですけれども、法律の事例問題、ケーススタディを例えば昇進試験で取り入れてはどうでしょうか。なお、こういう法律の事例問題をやるときには法律の知識を問うということではなくて、必要条文などは問題文に記載しておき、それらをどう使いこなすかという思考力を問うような問題というふうにするなど工夫は必要だというふうに考えております。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（山内 寛） 大石都市交通部長。

○番外（都市交通部長大石正人）（登壇） 私からは、高齢化社会における道路、インフラ整備のあり方と駅周辺道路の路上駐輪ラックの設置についての質問にお答え申し上げます。

道路は、社会、経済の活動を支える社会基盤として各時代のニーズに対応しながら整備を進めてまいりましたが、時代のニーズは常に変化しており、整備方法にもさまざまな改良が加えられてまいりました。近年、本格的な少子高齢化社会を迎え、高齢者、障害者等、誰もが安全で安心して利用することができる道路整備が求められており、人に優しい道づくりとして、平成12年に交通バリアフリー法が施行され、平成18年にはハートビル法と統合されて高齢者、障害者等の移動円滑化の促進に関する法律となり、高齢者や障害者に主眼を置いたバリアフリーから全ての人に優しいユニバーサルデザインへと進展してまいりました。

本市におきましても、平成24年度に「伊丹市高齢者、障害者等の移動円滑化のための道路の構造に関する基準を定める条例」を制定し、新たに整備を行う路線については、従来進めてきたマウントアップ型の歩道整備から、高齢化社会に対応したセミフラット型歩道への転換を図り、歩行者の安心・安全な歩行空間を確保する道路整備に取り組んでおります。一方、整備済みの道路につきましては、幅員の制約もあり、道路の構造を全面的に見直すことは難しく、老朽化対策工事等にあわせ可能な範囲でユニバーサルデザインに近づけていくことを基本として考えております。

議員御案内の路線につきましても、コンクリートの経年劣化により一部路面が乱れている箇所が見受けられている状況で、一定対策を講じる必要がある路線であることは認識しておりますが、全面改修には相当な経費がかかり、市内にはほかにも改修が必要な道路が多く存在するため、この路線については、当面は劣化の激しい箇所を中心に補修をしてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、今後、超高齢化社会を迎えるに当たり、ユニバーサルデザインを必要とする高齢者が増加し、歩道の設置や拡幅、段差解消

## 2014年9月定例会 個人質問

など歩行空間の整備が求められます。しかし、道路、インフラ整備に幾らでも財源を割ける時代ではなく、必要な場所に必要な改修を実施することが肝要であり、こうしたことから、市内全域において歩行者が安全・安心に通行できる環境はどうあるべきかについて、まず検討する必要があると考えており、来年度、総合交通計画を作成するに当たり、そうした空間整備についても盛り込んでいく予定をしております。

また、緊急性のあるものについては、早期に対応することにより、誰もが安全・安心で快適に通行できる道路空間の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、駅周辺道路の路上駐輪ラック設置についてでございますが、本市は、御案内のとおり自転車事故の割合が高く、駅前の放置自転車は1000台を超えているという課題があります。このことを解消するため、伊丹市自転車の安全利用の促進と自転車等の駐輪対策の推進に関する条例に基づき自転車等対策審議会に諮問し、自転車の安全利用の促進に関する事項及び自転車等の駐車対策に関する事項について議論していただいております。この審議会で議論している対策について、その有効性、市民の反応や近隣の店舗等の利害関係者の反応などを確認し、審議会へフィードバックする目的で実施するのが今回の阪急伊丹駅周辺道路社会実験でございます。

御質問の無駄や不便を解消するために社会実験が成功した場合には、設置したラックを地元自治体が購入するなどスキームを工夫すべきについてでございますが、今回、伊丹市が選定されましたのは国土交通省が公募します道路に関する新たな取り組みの現地実証実験でありまして、道路に関する先進的または斬新な施策について当該施策を本格実施するに当たり効果や影響を確認するため、市民等の参加のもと、場所と期間を限定して試行、評価するものであります。

国土交通省が負担する経費は、仮設のための費用、実施運営のための費用、各種調査及び効果分析や評価のための費用となっております。本市としましては、実際に本格実施をするときに市の財源が軽減されることが望ましいのですが、残念ながら恒久的な施設整備のための費用やサイン等に係る経費については対象となっておりますので、路上駐輪ラックや看板などは設置、撤去が容易なように全て仮設で整備いたします。つきましては、社会実験が終了しますと、路上駐輪ラックや看板等の施設整備につきましては撤去し、社会実験前の状況に原状復帰することが必要となり、御指摘のとおり、実験が成功裏に終わりましたら3回の工事を実施することとなりますが、今回の事業スキームではいたし方ないものと考えております。しかしながら、この社会実験は、当該施策の本格実施に当たり、その布石となることが大いに期待できます事業となっておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

最後に、国と地方が協力して税金を効率的、効果的に使うために意見交換していくべきについてでございますが、社会実験中に実施されます国土交通省など関係者による現地視察が予定されており、その機会や結果報告書の提出時に社会実験の制度についての要望を

## 2014年9月定例会 個人質問

行ってまいります、これまで説明いたしましたとおり、今回の設置は仮設整備の仕様でありますので、今後、引き続き使用することには適さないものであり、撤去しなければなりませんので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山内 寛） 二宮総務部長。

○番外（総務部長二宮叔枝）（登壇） 私から、公共工事の発注と事務処理ミス対策と市の人事に関する御質問にお答えをいたします。

1つ目、公共工事の発注についてでございます。

まず、インフレスライド条項についてでございますが、国が示しました公共工事標準請負契約約款第25条第6項に、予期することのできない特別の事情により工期内に国内で急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となった場合に請負代金額の変更を請求することができることあり、本市の工事請負契約書約款にも同様の記載をしています。過去におきましては、オイルショックでインフレーションが急激に進んだ際に、全国規模でこの条項が適用されたと聞き及んでおります。

現在、公共工事を含め、民間でも多くの工事が発注されたことによりまして労務単価及び建設資材費が上昇傾向にございますが、労務単価につきましては、昨年4月に引き続き本年2月にも大幅に改定したところでございます。本市の場合、工期は短期のものが主となっているため、資材につきましても適正な単価で積算されているものと認識しており、現在のところ、同条項を適用する状況ではないと考えておりますが、今後も業者や他団体の状況を注視し、必要に応じ適切に対処してまいります。

次に、公共工事における入札状況についてでございます。国の経済対策による公共工事や景気の回復基調に伴う民間の設備投資など、数多くの工事が発注され、建設業界も活況を呈しておりますが、入札不調等により東北地方の震災復興におくれが生じていると新聞等で報道され、その他の公共工事でも不調が連発したとの記事も記憶に新しいところでございます。

本市の状況といたしましては、本年度は9月10日現在、58件の工事の入札を実施し、そのうち7件が不調となりました。昨年度は同時期に67件の入札を実施し、不調は2件となっております。最終的には工事152件の入札に対し不調は18件でございました。本年度は、年度当初は好調であった入札参加者数も漸減してきており、中でも、ある特定の工種の入札参加者が特に少なく、同時期に発注した他工種の工事は落札されているにもかかわらず、その工種では不調となる案件が続いております。このような状況については、さきに申しましたように、数多くの工事が発注されていることにより各建設業者とも多忙を極めているものと推測いたしております。入札に当たりましては、基本的には市内業者優先と考えておりますが、工事の内容ごとに地域条件等を細かく見直し、競争性、透明性等を保ちつつ、多くの業者に参加いただき、滞りのないよう事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、人事に関する御質問についてお答えをいたします。

## 2014年9月定例会 個人質問

まず、本市における職員採用における現状でございますが、いわゆる団塊の世代の大量退職や社会福祉分野での職員需要などに伴い、近年は事務職の採用者が30名を超える状況が続いております。こうした状況下において優秀な人材を幅広く確保するため、大学等の就職説明会へ積極的に参加するとともに、試験につきましても受験上限年齢の緩和や統一試験日を含む複数日程での実施など、優秀な人材確保のための受験機会の拡充にも努めてきたところでございます。

また、福祉分野等におきましては、専門知識や能力活用の観点から社会福祉士の採用、事務職においても民間企業等経験者区分を設け、さまざまな職務経験や資格を持つ人材を即戦力として採用しています。公務員試験は平等、公開の原則から広く周知を図り、全ての志願者を受験させることが求められており、社会経済情勢の変化、職員構成や求める職員像などに応じた手法を検討し、募集方法や試験内容の見直しも行いながら人材の確保に努めているところでございます。

地方公務員と民間企業従業員とで求める能力の違いは何かとの御質問ですが、主体的に行動する力、課題発見、解決能力を持って仕事に取り組むといった点では、公務員と民間企業従業員とでは大きく変わるものではないと考えているところでございますが、公務を担う者は高い倫理観と住民福祉の増進に向けての強い使命感を持ち、行政課題を的確に捉え解決し、また、切り開いていく能力が重要であると考えております。また、住民の側から見た場合には、役所を選ぶという選択肢はなく、そこで働く公務員には倫理観に加え、法令等を遵守し、それに基づき住民に対して公正・公平に職務を遂行することが極めて大切であると考えているところでございます。

次に、募集要項にその違いを明記し、職員として必要な資質と能力を明示すべきとの御質問でございますが、本年度実施の職員募集要項では、求める人材として自立型職員をキーワードにみずから考えて行動し、時代の変化に機敏かつ柔軟に対応できる人、働く地域、職場に愛着と誇りを持って仕事のできる人、未来を展望し、意欲を持って常にチャレンジすることのできる人としております。また、昨年度におきましては、特定分野に特化したものとして弁理士や会計経理事務経験者を募集し、採用したところでございます。今後とも必要に応じて募集要項に必要な経験や資格を明示するなど、求める職種、人材に応じ柔軟に対応してまいりたいと考えます。

次に、法的思考力の涵養について、昇任試験に法律の記述試験を導入してはどうかとの御質問でございますが、昇任試験におきましては、近隣では試験制度がない自治体もある中、本市では主査級昇任試験、副主幹昇任試験と2回の昇任試験を実施しております。その主査級昇任資格試験においては、筆記試験、論文試験、面接試験を行っておりまして、筆記試験では地方自治法、地方公務員法など法律に関する知識を問うものや、自治問題なども取り入れ実施しているところでございます。議員御提案の法律に関する記述試験は、試験の手法としては有効なものではないかと考えますが、導入に当たりましては、採点基準など一定整理を行うべき課題もありますことから、今後検討してまいりたいと考えます。



## 2014年9月定例会 個人質問

○議長（山内 寛） 村上上下水道事業管理者。

○番外（上下水道事業管理者村上雄一）（登壇） 私から、集中豪雨対策に関する数点の御質問にお答えいたします。

まず初めに、金岡雨水貯留施設での雨水流出量のピークカットの考え方や取水口の高さに関する見解についてですが、本施設を整備する際の設計基準や運用方針につきましては、超過降雨確率6分の1、計画降雨強度46.8ミリメートルとしており、全てがこの基準から定まっております。こうした基本計画に金岡川の流下能力を対応させるため、金岡雨水貯留施設は降雨時に金岡川が一定の水位に達しますと、千僧、昆陽東、御願塚の3カ所に設置しております取水口から貯留管内に雨水に流入させ、金岡川の雨水流出量をピークカットするなど、金岡川の流下能力を補完する役割を担っております。

金岡雨水貯留施設の完成後、こうした雨水の流入状況については、上下水道局に設置しております遠隔監視装置により流入時間や流入量などのデータ確認とともに、3カ所の取水口の流入状況におきましてもテレビモニターで確認するなど一括して監視を行っており、満水となりましたら施設内の水位検知により流入ゲートを閉鎖するなど、施設は全て自動制御にて稼働しております。こうした施設の運用方法は、さきに申しあげました計画降雨強度と集水面積や降雨時間から算出した計画上の雨水量をあらゆるハイドログラフと現況の金岡川の流下能力とのピーク差をベースに設置場所や取水幅及び高さを設定したものであります。

こうした基本設計につきまして、平成13年4月の供用開始後10年間において、金岡雨水貯留施設が満水となる降雨データが取得できなかったことや、平成23年度以降、計画降雨を超える集中豪雨が多発し、また、本年の集中豪雨では満水後も集中豪雨が継続するなど、設計条件を超える降雨状況にあり、長時間にわたり雨水貯留を確保する必要があることから、今後は、浸水被害を最も効果的に防止できる取水方法、すなわち金岡川の雨水流出量のピークカットがより効果的となる時間設定や取水口の高さ変更など、金岡雨水貯留施設の効果的かつ効率的な運用について下流域の関係市とも十分調整し、検討してまいりたいと考えております。

次に、金岡雨水幹線自体の流出容量を拡大する必要があるのではとの御質問ですが、昨今の大雨による浸水リスクが顕在化する中、金岡川の下流域となります尼崎市域の庄下川については、河川改修工事がおくれ、金岡川の改修工事が実施できず、金岡雨水貯留施設を整備する状況となりましたが、庄下川の改修を実施している尼崎市では、庄下川下流域から順次河川改修が進められ、平成30年度には整備が完了する予定と伺っております。こうしたことから本市としましては、庄下川の改修完了により金岡川の流下能力の増大が見込めることから、金岡川におきましても河床の掘り下げや護岸の改修など、流出容量の増大に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、昆陽川と金岡川の合流部において、昆陽川の河道容量が不足しているため増強が必要ではないかとの御指摘ですが、これら河川の断面につきましては、金岡雨水貯留施設

## 2014年9月定例会 個人質問

が金岡川の上流域で雨水流出量をピークカットすることにより、昆陽川と金岡川の合流地点下流部及び昆陽川においても計画上必要な容量が確保されていると考えております。しかしながら、合流することにより両河川の水がぶつかり合うことで流出阻害を起こすことも考えられますので、さきに申し上げました上流部の流量確保の必要性とあわせて検討を実施したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山内 寛） 櫻井議員。

○9番（櫻井 周）（登壇） 2回目以降は一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず、意見を先に述べさせていただきます。

今し方、御答弁いただきました金岡雨水幹線、金岡川、昆陽川の件でございますが、貯留施設を有効活用していくために運用の仕方を見直していただけるということで、よろしくお願したいと思っております。これは既にある、せっかく、かなり大きな施設、数十億円かけてつくった施設でございますので、有効に活用していくようにしていくことで、これを有効活用するための運用方法を変えること自体にはそれほど大きなコストはかからないと思っておりますので、ぜひよろしくお願したいと思っておりますし、また、伊丹市は地形的にも災害が少ないまちかなというふうに思っております。つまり土砂災害といいますか、山崩れが起きるような箇所というのはほとんどございませぬし、一方で、海からも多少離れておって津波被害とか高潮被害というようなこともないような地形でございますから、都市間競争の時代においては災害の少ないまちというのは非常にセールスポイントになろうかと思っておりますので、この点からもよろしくお願したいと思っております。

また、駅前の路上駐輪ラックの設置に関してでございますが、今回こうした国土交通省の事業をとってきたというのは大変すばらしいことだと思いますし、そうしたのを見つけて、そして誘致をしてこられたということ、藤原市長のリーダーシップに大変感謝するところでございますが、ただ、これは多分、私の想像ではございますが、国の中でこうした社会実験をやるという話を国土交通省と、それから財務省、予算をとるときに議論する中で、社会実験なんだから当然終わったら全部片づけるんだらうなみたいなことを財務省から言われて、国土交通省も、もしかしたらはいと言ってしまったのかなと、これは私の想像の世界でございますが、そんなふうに想像するところでございます。

そうすると、結局、実際にやった段階では、地元の自治体からすると、設置して撤去して、また設置をするというようなことになってしまっていて、なかなか霞が関での議論と、それから実態がずれているところがあるのではないかというふうにも思うところでございますので、なかなか直接言いにくいところではございますでしょうが、せっかく補助金をつけてくれたのに、何だ、おまえのところは文句を言うのかということになると、次からつけてもらえなくなってしまうかもしれませんので、そこは上手にやらなきゃいけないと思っておりますが、しかし、国民の大切な税金でございますので、有効活用できるように意見交換をよろしくお願いたしたいと思っております。

その上で、次、事務処理ミス対策としての人事に関して、さらに質問をさせていただきます。

## 2014年9月定例会 個人質問

たいというふうに思います。

採用試験について先ほど申しましたし、昇進試験についても申しました。もう一度、採用試験のほうについてもう1点質問させていただきます。

採用試験では、論文試験も設けているというふうに聞いておりますが、多くの場合は、いわゆる一行問題というような形で試験をされているように聞いております。一行問題ですと、しかも市役所職員でということになりますと、普通受験生であれば、市役所職員のあるべき姿について書きなさいとか自治体の課題とその解決策について思うところを書きなさいとか、市民の参画と協働をどのように実現するか書きなさいとか、まちの活性化方策を書きなさいというような論文が出るだろうなというふうに想像することはできると思いますし、公務員試験の予備校も、そうした問題に対しては模範回答を用意しているのではないかと想像するところがございます。そうしますと、それなりにちゃんと準備している受験生であれば模範回答をちゃんと覚えてきて、それを試験当日に書き出すというようなことになるのではないかと。そうしますと、本来あるべき思考力を問うというところにはなかなか到達しないではないかというふうに思うところがございます。

そこでお尋ねをいたしますが、採用試験の論文問題は一行問題ではなく、国家公務員試験の一般教養試験で出題されるような事例問題とするべきだというふうに考えますが、市当局はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山内 寛） 二宮総務部長。

○番外（総務部長二宮叔枝）（登壇） 採用試験における論文問題についてのお尋ねでございますが、阪神間などの自治体におきましても、優秀な人材の確保の観点から、民間企業志望者などの幅広い層に特別に公務員試験対策を行わなくても受験しやすくするため、教養試験や専門試験に変えて適性試験で可否を判定する自治体もふえてまいりました。

そうした中、本市では、1次試験として教養、専門試験、2次試験では、議員御案内の論文試験を面接試験、集団討論試験とともに実施をしております。試験問題につきましては、一般的な行政課題を問うものや、専門職では、伊丹市の抱える行政課題に具体的に踏み込んだものも出題をしております。事務職における論文試験は、複数ある試験項目のうちの一つでございますが、どのような分野を専攻した方であってもそれぞれの角度で論述できることも必要ではないかと考えるところがございます。議員御案内のような形式での試験につきましては、都道府県では一般的に行われておりまして、公務員予備校ではそうした出題への対応訓練も行っておられまして、模範回答、暗記対策は既になされているようでもございます。しかしながら、今後も課題を整理した上で検討してみてもいいのかなというふうには考えているところがございます。

○議長（山内 寛） 櫻井議員。

○9番（櫻井 周）（登壇） 次に、昇進試験についても、ちょっともう一つ質問させていただきます。

市役所の中で仕事をするというのは、一人で仕事をするのではなくてチームで仕事をす

## 2014年9月定例会 個人質問

るということでございますから、やはり一人でじっくり考える能力だけでなく、会話の中で、チームの中で議論する中で答えを探していくというような力も必要であろうかというふうに思います。また、日々の業務の中では、未知の事案、それに対して即座に対応する力も必要だと思いますし、特に一般の市民を目の前にして、うんと思って考えて黙り込んでしまうというようなことでは、なかなかこれは業務が務まらないというふうにも思うところでございます。

そこで、昔の司法試験ですとか司法書士試験、それから弁理士試験では口述試験というのがございました。私も弁理士試験のときにこの口述試験というのを経験したわけですが、これはやってみると大変勉強になるというものでございます。

なお、この口述試験というのは、面接ではございませんで、試験官が論文試験のように問題文を読み上げて、それに対して受験生が口頭で回答するというところでございます。記述式と何が違うのかといいますと、記述式ですと、出題者が出して回答者が10分か15分か答案構成をして考えて、それで回答すると一往復しかない、あと、考える時間があるというところが記述式でございますが、口述試験の場合には考える時間というのは、10秒か20秒ぐらい考えてもいいですけども、2分、3分とずっと黙ってるわけにはいかないということ、一方で、試験官と受験生の間で何度もやりとりができるということで、試験官からヒントを引き出すということも受験生の力量ということになってきます。そうしたある種、即応力も試せるということで、口述試験というのはなかなかおもしろいなというのが私自身の経験でもございますし、また、昔の司法試験を受けた友人等の話でも聞くところでございます。

そこでお尋ねをいたします。昇進試験などで口述試験を取り入れるということで、対話力、即応力を見るということができると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山内 寛） 二宮総務部長。

○番外（総務部長二宮叔枝）（登壇） 口述試験の導入についてでございますが、議員御提案のように、職員に求められる能力といたしましては、住民からのニーズに対応するための機敏かつ正確な判断力、また、説明責任能力が非常に重要であることは御案内のとおりでございます。特にこれから課長職を目指そうといった副主幹級の昇任試験では、こうした能力が強く求められるところでございます。現在では、課題をみずから設定し、その対策等についてプレゼンをさせるといった試験をしております、試験官が次々に質問をしてまいります。そういった手法を取り入れております。

御提案の口述試験におきましては、いかに課題をつかむのかでありますとか、言われたときにすぐに視点の転換ができるのかなど、一定有効であるということは考えるところでございます。一方で、例えば公認会計士試験などでは、多様な人材にとって受験しやすい試験制度の見直しが必要であるとして口述試験を廃止したということも聞いておまして、本市におきましても同様の点につきまして一定考慮も必要と考えますが、こうした課題への対応、また、採点基準などについて、今後、必要に応じ検討してまいりたいと考える

## 2014年9月定例会 個人質問

---

ころでございます。

○議長（山内 寛） 櫻井議員。

○9番（櫻井 周）（登壇） もう少し時間が残っておりますので、ちょっと答弁をいただく時間があれば、もう一回質問させていただきたいと思っております。

先ほど御答弁いただいたとおり、口述試験というのは、これ受験生だけじゃなくて、出題する側、試験官のほうにも能力を求められますので、これはすぐにはできるわけではないというのと、それから試験をする側も同時に鍛えられるというメリットもあるというふうにも考えるところがございます。以前、財政基盤部長をされていたある方がおっしゃるには、やはり公務員の業務というのは全て法令に基づいてやるんだということで、常にその方は条文を携行されながら、折に触れて条文を確認されていたという姿を見ております。

法律の施行というのは、基本的には定義、趣旨、要件、効果というのをしっかりと考えながら、その当てはめの場合には、原則はどうだったか、そして原則のとおりうまくいかない場合はどう修正したらいいのか、さらに、事案について当てはめていくというようなことをやっていくと。こうした中で、論理的思考というのが身につけていくということがございますし、また、論理的思考というのは、基本的には幾つかパターンがあると思うんですね。そうしたパターン、型を身につけていくというところが必要だというふうに思っております。本来であれば、それを学校教育の中でしっかりとやっておくべきなんですけれども、日本の学校教育、特に高校、大学の教育だと思うんですけども、そうしたことがなかなか弱いところございまして、ぜひとも教育委員会には頑張ってくださいなと思うんですが、ちょっと答弁を求めるには時間がなくなりましたので、これは、また引き続き決算委員会などでお尋ねさせていただきたいというふうに思います。

また、いずれにしましても、私、いろいろ申し上げましたが、試験をやるのが目的ではなくて、人材を育成する、そして日々の業務を一生懸命やることがそこにつながっていくというようなこと、逆に言うと、日々の業務ではこういうことが求められているんだということをしっかりと昇進なり採用の場面で見たいけるような、そうした仕組みを考えていったらどうですかということで、いろいろ御提案を申し上げました。ということで、以上で質問を終わらせていただきます。